

船舶インシデント調査報告書

令和元年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年9月22日 15時30分ごろ
発生場所	宮城県金華山東南東方沖 金華山灯台から真方位107° 446海里付近 （概位 北緯36° 05.0′ 東経150° 28.0′）
インシデントの概要	漁船さと丸は、操業中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年9月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 さと丸、14トン K02-6301（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力610kW、回転数毎分 1,880、6気筒、使用燃料A重油
乗組員等に関する情報	機関長、六級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約6.2m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか6人（全員インドネシア共和国籍）が乗り組み、操業中、機関長が、煙突から黒煙が出ているのを認め、主機を停止し、各部点検後に主機を始動しようとしたが、始動ができなかった。</p> <p>本船は、船長が、機関長から主機の始動ができない旨の報告を聞いて運航を断念し、海上保安庁に救助要請を行い、巡視船にえい航されて宮城県仙台塩釜港に入港した。</p> <p>機関修理会社担当者は、本インシデント後、主機に取り付けられていた燃料噴射弁6本を取り外し、開放点検したところ、燃料の噴射圧力及び噴霧状態が不良となっていることを認めた。</p> <p>主機の燃料噴射弁は、平成29年8月の定期検査時に点検が行われたが、異常が認められなかった。</p>
分析	本船は、操業中、主機の燃料噴射弁の噴射圧力及び噴霧状態が不良となったことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、操業中、主機の燃料噴射弁の噴射圧力及び噴霧状態が不良となったため、主機の運転ができなくなったこと

	により発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・主機の燃料噴射弁は、取扱説明書の整備基準に従って定期的に点検及び交換を行うこと。